

福井市建設工事総合評価方式競争入札試行要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福井市が発注する建設工事の入札において、地方自治法施行令第167条の10の2の規定に基づき、価格のほかに施工計画、同種工事の経験、工事成績などの価格以外の技術的な要素等（以下「技術力等」という。）を総合的に評価し、福井市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式（以下「総合評価方式」という。）を試行するにあたって、法令及び他の要綱・要領等に定めるもののほか必要となる事項を定めるものである。

(対象工事)

第2条 総合評価方式の試行の対象工事は、企業の技術力等と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる工事、その他福井市総合評価方式審査会（以下「審査会」という。）が総合評価方式により落札者を決定することが適当であると認める工事の中から選定するものとする。

(評価方式)

第3条 総合評価方式の実施に当たっては、対象工事の規模及び技術的難易度に応じて、次のいずれかの評価方式を選定するものとする。

- (1) 特別簡易型 同種工事の経験、工事成績等と入札価格を一体として評価する評価方式
- (2) 簡易型 施工計画、同種工事の経験、工事成績等と入札価格を一体として評価する評価方式

(総合評価方式審査会)

第4条 総合評価方式を公正かつ適切に実施するため、審査会を設置する。

2 審査会に係る規程は、「福井市建設工事等指名業者選定審査会規程」を準用するものとし、加えて次の事項を審査する。

- (1) 総合評価方式を行うことの適否の決定
- (2) 総合評価方式における落札者決定基準の決定
- (3) 総合評価に係る資料に関する審査及び評価

(学識経験を有する者の意見の聴取)

第 5 条 審査会は、総合評価方式による入札を実施するにあたり、落札者決定基準を定めようとする場合、地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 の規定に基づき、あらかじめ、2 人以上の学識経験を有する者により構成される福井市総合評価方式技術委員会（以下「技術委員会」という。）の意見を聴かなければならない。

- 2 審査会は、前項の落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとする場合には、技術委員会の意見を聴かなければならない。
- 3 技術委員会が、第 1 項の意見聴取の際に第 2 項の意見聴取を不要とする意見を述べた場合には、審査会は第 2 項の意見聴取を省略することができる。

(総合評価方式における公告への記載事項)

第 6 条 総合評価方式により落札者を決定しようとする場合には、公告に次に掲げる事項を明示しなければならない。

- (1) 総合評価方式である旨
- (2) 当該総合評価方式に係る落札者決定基準等
- (3) 提出を求める総合評価に係る資料の内容および提出日時等必要事項
- (4) 資料説明会の有無
- (5) 虚偽資料の提出に対する措置及び技術提案内容の不履行に対する措置
- (6) 総合評価に係る資料を提出しない者の入札書は無効とする旨
- (7) その他総合評価方式に関し必要と認められる事項

(総合評価に係る資料の提出)

第 7 条 総合評価方式により落札者を決定しようとする場合で、総合評価に係る資料を提出させる必要がある場合には、入札参加資格者に、入札書の提出締め切り日時までに当該資料を提出させなければならない。

- 2 総合評価に係る資料の提出後においては、施工計画の変更は認めないものとする。

(技術資料の審査)

第 8 条 総合評価に係る資料の審査は、審査会が必要と認める者に対してのみ行うものとし、開札日の翌日から起算して 5 日以内（市の休日を除く。）を目途に行う。

- 2 総合評価に係る資料の内容については、必要に応じてヒアリングを行なうものとする。

(開札)

第 9 条 総合評価方式により落札者を決定しようとする場合には、入札執行官は、開札後直ちに「落札保留」を宣言し、立会人に対して、落札者決定後、速やかに入札結果を公表する旨を告げて入札を終了するものとする。

(落札者決定基準)

第 10 条 落札者決定基準には、評価基準、評価の方法、落札者決定の方法及びその他必要な基準を定めるものとする。

(評価基準)

第 11 条 評価基準は、技術力等に係る評価項目及び得点配分とする。

(1) 評価項目

評価項目は、施工計画、企業の施工実績等とし、工事の目的・内容により必要となる技術的要件に応じて適宜設定するものとする。

(2) 得点配分

各評価項目に対する得点配分は、その必要度・重要度に応じて定めるものとし、評価項目毎の得点の合計を加算点という。

(評価の方法)

第 12 条 価格及び技術力等に係る総合評価は、標準点（100 点）に前条の加算点を加えたもの（以下「技術評価点」という。）を当該入札者の入札価格で除す次式で得られた数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

技術評価点＝標準点＋加算点

評価値＝技術評価点÷入札価格

(落札者の決定方法)

第 13 条 入札執行官は、次の要件に該当する入札者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

(1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあり、かつ、失格基準価格を設定した場合にあっては失格基準価格以上の価格であること。

2 評価値の最も高い者が 2 者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を定めるものとする。

(失格基準)

第14条 総合評価方式を試行するにあたり、契約の内容に適合した履行を確保するために、次のいずれかに該当する者の入札は失格とする。

(1) 提出した総合評価に係る資料の内容が最低限の要求要件を満たしていない者

(2) 失格基準価格を設定した場合にあっては、失格基準価格を下回る価格で入札を行なった者

2 失格基準価格の設定は、福井市建設工事等に関する事務取扱要綱第10条に規定する最低制限価格の設定に準じる。

(入札結果の公表)

第15条 総合評価に係る資料等の評価結果、入札価格および評価値については、落札者決定後速やかに、インターネットを利用して閲覧に供する方法により公表する。

(虚偽資料の提出に対する措置及び施工計画等の履行の担保)

第16条 審査会は、加算点対象の評価項目に係る入札時の提出資料に虚偽の記載があった場合又は施工計画等の履行がなされない場合、工事成績評定点の減点、契約金額の減額又は違約金の徴収等、工事の内容に応じた合理的な措置を行なうものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めのない事項及びこれにより難い事項については、必要に応じて別に定めるものとする。

附則

この要綱は平成21年11月1日から施行する。

附則

この要綱は平成22年9月1日から施行する。